

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年3月22日（平成30年（行個）諮問第51号）

答申日：平成30年9月20日（平成30年度（行個）答申第101号）

事件名：本人が提出した特定日付け保有個人情報訂正請求書等の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる本件文書1及び本件文書2（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成29年12月25日付け北海相第175号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書のとおり訂正をしてほしい。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書によれば、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由の（理由）（別紙2）のとおり。

特定職員Aが審査請求書の理由は訂正請求書の理由と同じでないためだ（受理しない）と嘘をついたから。

特定職員Aの補正の事例。別紙（添付略）のとおり、訂正請求書の趣旨に全部削除と意味不明の補正をしている。審査請求人は、特定職員Aに意味不明の訂正を強制させられたものである。

(2) 意見書

別紙3のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成29年11月28日付けで、処分庁に対して、法28条1項の規定に基づき、下記2の保有個人情報について訂正請求があった。処分庁は、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しない

として、同年12月25日付け北海相第175号で、当該保有個人情報の訂正をしない旨の決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同27日付けで、諮問庁に対し行われたものである。

2 訂正請求の対象となった保有個人情報

本件訂正請求の対象となった保有個人情報は、①保有個人情報訂正請求書（特定年月日A付け。ただし平成27年。以下同じ。）、別紙1/2及び別紙2/2（添付略。以下同じ）（本件文書1）及び②電子決裁に添付されている保有個人情報訂正請求書（特定年月日A付け）、別紙1/2及び別紙2/2（添付略。以下同じ。）（本件文書2）である。

3 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は、上記2の保有個人情報について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書（特定年月日B付け）のとおり訂正してほしいとしている。当該保有個人情報訂正請求書の別紙に訂正を求める箇所ごとに訂正請求の趣旨及び理由が記載されているが、その主張を要約すれば、請求の趣旨は、上記2の①及び②それぞれの別紙1/2及び別紙2/2に記載された手書き補正部分を補正前の原文に訂正するよう求めるものであり、その理由は、北海道管区行政評価局職員が、形式上の不備が無いにもかかわらず当該補正を行ったものであり、当該職員は審査請求人が補正に同意したと主張しているが、訂正印が押印されておらず、同意したとは認められないので無効であるからとしている。

4 諮問庁の意見

審査請求人が訂正を求める上記2の①の文書は、処分庁が審査請求人から提出を受けた保有個人情報訂正請求書（特定年月日A付け）及びその別紙（1/2及び2/2）であり、上記2の②の文書は、当該請求に対し処分庁が訂正しない旨の決定を行うに当たり電子決裁に添付した上記2の①の文書の写しである。

審査請求人は、上記2の①の文書、上記2の②の文書のそれぞれの別紙1/2及び2/2における理由の記載について、保有個人情報訂正請求書（特定年月日B付け）別紙に記載した理由から、手書き補正部分を補正前の原文に訂正してほしいと主張しているが、処分庁は、特定年月日A付けの保有個人情報訂正請求書の受理に当たって請求者（審査請求人）の応対を行った職員に確認した結果、上記2の①及び②のそれぞれの別紙1/2及び2/2における理由の記載については、当初の記載内容ではその意味するところが必ずしも定かではなかったため、請求者とその意味するところを相互に確認しながら、その確認結果に基づき、請求者が自らの言葉で自筆により補正し提出したものであることを確認したことから、原処分を行ったものである。

今回の審査請求を受け、諮問庁が処分庁を通じて改めて当時の担当職員に照

会した結果、処分庁が原処分に当たり確認した結果と同様であることが確認できた。このため、当該補正は、審査請求人が補正に同意した上で自ら行ったものと認められ、訂正印がないため同意したとは認められないという審査請求人の主張は受け入れがたい。

したがって、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」には該当せず、訂正をしないとした原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月17日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年9月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、別紙2のと通りの補正前のものへの訂正を求めるものであり、処分庁は、訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙2のと通りの訂正を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、審査請求人が訂正を求めている保有個人情報（以下「本件対象訂正部分」という。）の訂正の要否等について検討する。

2 法27条1項1号該当性について

本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

- (1) 訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき、当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正をすべきか否かを判断するに足りる内容を、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、請求を受けた行政機関の長においては、訂正請求を行う請求人から明確かつ具体的に主張や根拠の提示がない場合や、当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない

場合には、法 29 条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

(2) そこで、当審査会において、諮問書に添付された本件文書（写し）を確認したところ、本件対象保有個人情報記録された本件文書は、審査請求人が処分庁に提出した保有個人情報訂正請求書（特定年月日 A 付け）、別紙 1 / 2 及び別紙 2 / 2（本件文書 1）並びに本件文書 1 による訂正請求に対し、処分庁において訂正しない旨の決定を行うに当たり決裁文書に添付した保有個人情報訂正請求書、別紙 1 / 2 及び別紙 2 / 2 の写し（本件文書 2。本件文書 1 と同じ内容のものである。）であり、また、本件対象訂正部分は、本件文書中のそれぞれの別紙 1 / 2 及び別紙 2 / 2 中の、手書きにより、文書の削除部分を示す取消線を引いてその後ろに加筆した箇所の一部であると認められる。

(3) 以上を踏まえて検討すると、本件訂正請求は、訂正請求の体裁をとってはいるものの、審査請求人は、本件対象訂正部分の表記に関し、これが審査請求人が提出したものと異なるといった主張をしているわけではなく、専ら本件対象訂正部分が自らの意思に反して補正されたものである旨を主張しており、その実質は、本件文書による訂正請求に係る不訂正決定に対する不服を申し立てるものであるから、このような訂正請求は、法 27 条 1 項の訂正請求の対象となる「事実」の訂正を求めるものとはいえず、したがって、およそ訂正請求に理由があると認められる余地はない。

(4) 以上によれば、本件対象訂正部分につき、法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法 29 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第 1 部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙 1（本件対象保有個人情報が記録された文書）

本件文書 1 保有個人情報訂正請求書（特定年月日 A 付け），別紙 1 / 2 及び別紙 2 / 2

本件文書 2 電子決裁に添付されている保有個人情報訂正請求書（特定年月日 A 付け），別紙 1 / 2 及び別紙 2 / 2

別紙 2（保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由）

（趣旨 1）

「妻が代理人となっているため。」を「特定銀行から「被相続人の死亡により，銀行口座，貸金庫を凍結し，代理人（妻）も貸金庫を開扉できない」と説明があった。」に訂正せよ。

（理由 1）

特定職員 A は，法 28 条の 3 に違反し，形式上の不備があると認められないにもかかわらず，保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由の（理由）を上記に補正をしたから。特定職員 A は〇〇（審査請求人の姓。以下同じ。）が同意したと主張しているが，訂正印を押していないので〇〇が同意したとは認められないので無効だから。

（趣旨 2）

「特定月日に〇〇が特定職員 B に特定職員 C から照会があったかどうか確認したところ，照会を受けていないと回答があった。」を「金融庁は，監督局（北海道財務局）において，民間金融機関等の監督を行っているが，貸金庫の取り扱いについては，金融庁の監督下において取り扱われてはならず，各銀行が民法等各種法令に基づき規定を定め，取り扱っている。特定職員 C が主張する制度要望は，各銀行の取り扱いにおける相談窓口である全国銀行協会に照会すべきである。」に訂正せよ。

（理由 2）

理由 1 に同じ。

（趣旨 3）

「理由 3 と同じ」を「特定銀行から「被相続人の死亡により，銀行口座，貸金庫を凍結し，代理人（妻）も貸金庫を開扉できない。」と説明があった。」に訂正せよ。

（理由 3）

理由 1 に同じ。

（趣旨 4）

「理由 4 と同じ」を「特定司法書士会会長から回答があった。」に訂正せよ。

（理由 4）

理由 1 に同じ。

（趣旨 5）

「特定職員 C からこのようなことは聞いていない。」を「金融庁は，監督局（北海道財務局）において，民間金融機関等の監督を行っているが，貸金庫の取扱いについては，金融庁の監督下において取り扱われてはならず，各銀行が民法等各種法令に基づき規定を定め，取り扱っている。特定職員 C の主張する

制度要望を、「北海道財務局の担当者に直接意見を述べることは」的外れなことなので、特定施設に行くことは交通費と時間の無駄になる。」に訂正せよ。

(理由5)

理由1に同じ。

別紙 3（意見書）

平成 29 年 12 月 25 日付け北海相第 175 号で補正したと主張するが、補正とは、形式上の不備があるときにするものである。形式上の不備がないので補正には当たらない。

「自らの言葉で、自筆により補正し提出したものである。」としているが、「特定職員 A の発言のとおり口述筆記したもの」であり自らの言葉ではない。特定職員 A が、訂正しないと受付しないと脅したので、公の秩序や善良の風俗に反するものとして民法で無効になります。

なお、特定職員 A は、補正と称して訂正をさせたが、法務省（札幌法務局）、財務省（北海道財務局）、総務省大臣官房、行政管理局は訂正請求書、利用停止請求書、審査請求書を補正することはしなかった。北海道管区行政評価局総務課、管理官室も誤字脱字など訂正はあったが、補正することはなかった。

○ 諮問庁の意見（上記第 3 の 4）

請求者とその意味するところを相互に確認しながら、その確認結果に基づき、請求者が自らの言葉で自筆により補正し提出したものであることを確認した・・・。

- 特定職員 A が訂正しないと受理しないと脅して、形式上の不備がないのに補正と称して訂正させたものである。請求者は、特定職員 A の言葉を、自筆により口述筆記させられて提出したものである。

なお、逐条解説によれば、形式上の不備の補正が可能な場合は、再度請求を行う手間を省くため、相当の期間を定めて補正を求める、となっている。